

第5章 投資・財政計画

1 投資計画

投資目標：今後の発生が懸念される南海トラフ地震での被災を最小限に抑えるため、令和13年度（2031年度）を目標に基幹施設等の耐震化を実施します。

(1) 重要給水施設管路

令和12年度（2030年度）を目標に医療機関や避難所等の重要給水施設への給水を担う重要給水施設管路の耐震化を実施します。

(2) 配水池の耐震化

水道水を安定供給するため、令和13年度（2031年度）を目標に実施します。

(3) 水源浄水場の耐震化（全面更新）

令和12年度（2030年度）を目標に水源浄水場の全面更新を実施します。

(4) 老朽管路の更新

老朽管の破損による大規模漏水、漏水に伴う断水を未然に防止するため、(1)～(3)の耐震化事業と並行して、老朽管路の更新を実施します。なお、耐震化事業が完了する令和13年度（2031年度）以降は、管路更新率を1.66%へと引き上げ、管路の更新速度を加速させます。

○投資スケジュール

基幹施設等		R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	概算費用 約149億円	
(1)	重要給水施設管路	→										約24億円	
(2)	配水池	一ツ木配水場		新設		既設耐震化							約9億円
		南部配水場			新設		既設耐震化						約18億円
		横根配水場									既設耐震化		約2億円
(3)	水源浄水場							全面更新				約96億円	
(4)	老朽管路の更新	→										加速 R13以降 管路更新率 1.66%へ	

2 財政計画

財政目標：将来にわたり、健全な水道事業経営を持続してするための財源を確保します。

(1) 資金残高 10 億円以上の確保

将来にわたり、持続的に水道事業の経営を維持していくためには、収益的収支の黒字を維持するとともに、投資計画を着実に実施していくための資金確保が必要です。

東日本大震災で最大 5 か月間断水が続いたことや半年ごとに企業債の償還時期を迎えることを考慮すると、少なくとも半年程度は資金面で問題なく事業を継続できるよう、資金を確保する必要があります。そのため、年間給水収益（約 23 億円）及び収益的支出（約 25 億円）の半年分に相当する 10 億円以上の資金残高の確保を目指します。

(2) 企業債の活用（新規企業債の発行水準）

料金収入の増加が見込めない中で、水源浄水場の全面更新など大規模投資を迎える本市水道事業にあっては、企業債を適切な水準で発行する必要があります。

そこで、新規企業債は、世代間負担の公平性を確保できる水準である企業債残高対給水収益比率 300%以内で発行することとします。

(3) 繰入金の調整

基幹施設等の耐震化を推進するため、総務省が示す繰り出し基準に基づき、耐震化事業等の対象経費の繰り入れについて、一般会計と調整します。

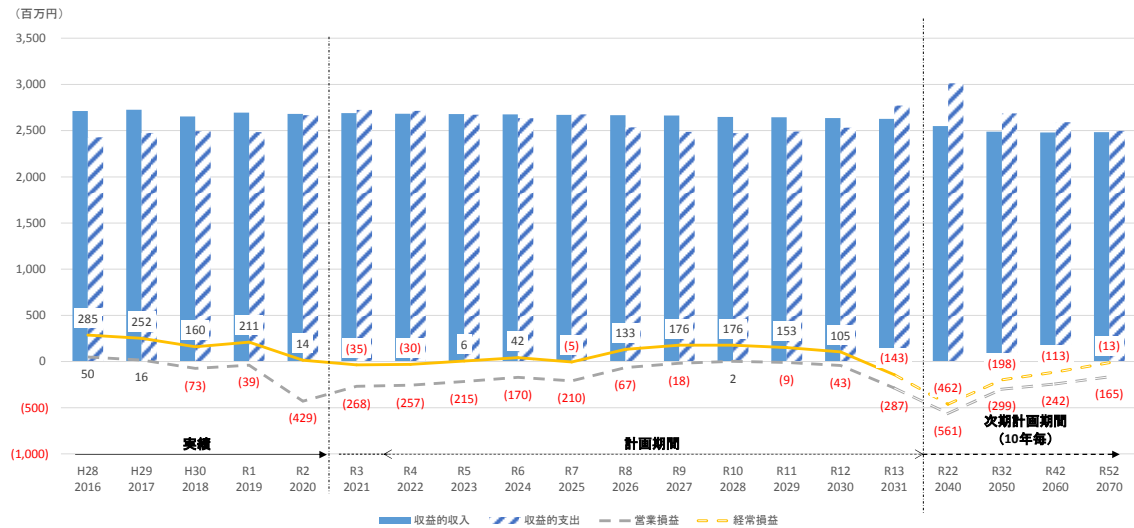
3 投資以外の経費についての説明

委託料	直近 4 か年度平均＋投資計画のうち 3 条処理すべき委託料
修繕費	直近 4 か年度平均＋投資計画に係るランニングコスト
動力費	直近 4 か年度平均の単価×年間配水量
職員給与費	直近年度の単価×職員予定数
薬品費	直近 4 か年度平均の単価×年間配水量
企業債利息（新規分）	償還 30 年、据え置き 5 年、利率 1.5%

4 今後の収支見通し

収益的収支を見ると、更新投資に伴う減価償却費の増加等により、営業損益はマイナスで推移する見通しです。なお、計画期間中の経常損益の合計はプラスで推移する見通しですが、次期計画期間中にはマイナス（経常損失）に転じる見通しです。

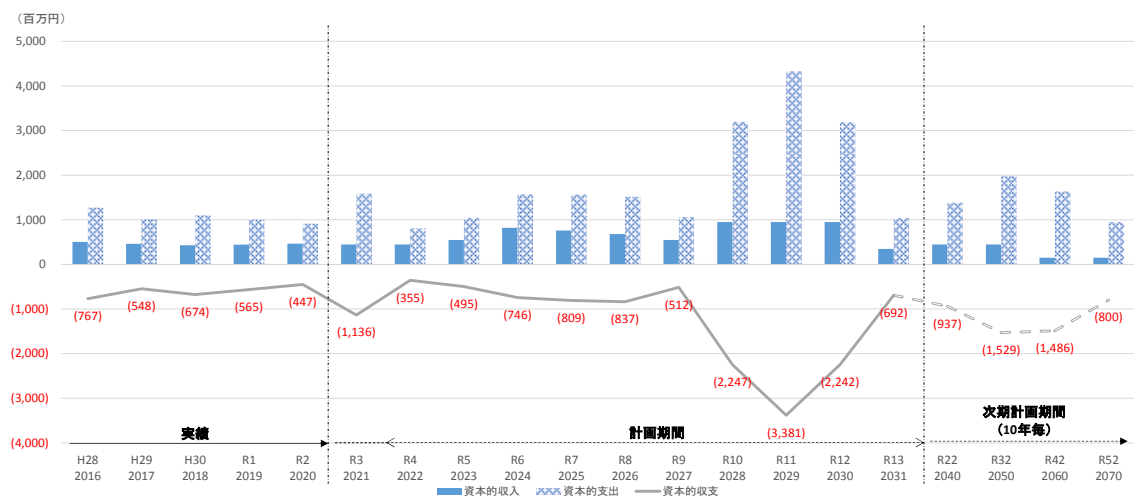
収益的収支



※令和2年度までは実績値、令和3年度以降は推計値。

また、資本的収支についても、管路や施設の耐震化及び更新が継続的に必要であり、計画期間の後半を中心に、資本的支出の増加により、資本的収支のマイナス幅が拡大する見通しです。

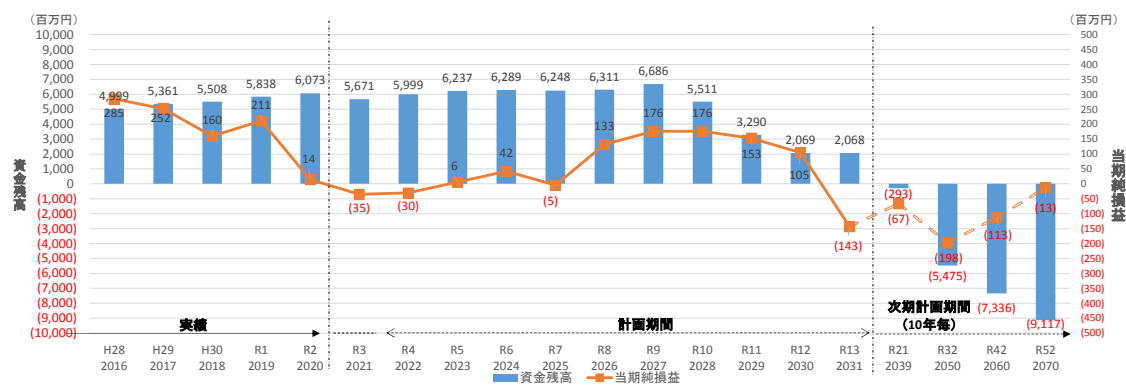
資本的収支



※令和2年度までは実績値、令和3年度以降は推計値。

計画期間中の経常損益及び当期純損益の合計はプラスで推移する見通しですが、令和 13 年度（2031 年度）以降にマイナス（経常損失、当期純損失）へ転じる見通しです。さらに、今後必要とされる設備投資への資金需要の増大により、次期計画期間中の令和 21 年度（2039 年度）には、資金残高がマイナス（資金ショート）となる見通しです。

資金残高と当期純利益



※令和 2 年度までは実績値、令和 3 年度以降は推計値。

5 今後検討予定の取組

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、さらなる経営改善を図るために、次の取組を行う予定です。

(1) 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

<p>民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFIの導入等)</p>	<p>水道料金収納等包括業務と夜間施設運転管理業務(浄水場等)の包括委託を検討します。</p> <p>経年化が進む管路や施設の更新事業が増加していくと予想される中で、より効果的な設計・施工・管理手法について、調査研究します。</p>
<p>施設・設備の廃止、統合、合理化</p>	<p>水需要の推移を的確に把握し、施設の規模を最適化するとともに、設備更新時には省電力・高効率タイプの採用を進めます。</p>
<p>施設・設備の長寿命化等による投資の平準化</p>	<p>管路の更新にあたっては、長寿命な管種を採用します。</p> <p>既存施設や管路については、適切な点検や修繕による長寿命化を図ります。</p> <p>施設の重要度や安定運用を考慮し、予防保全の考えによる運用期間の設定を行います。</p>
<p>情報通信技術・新技術</p>	<p>ICT(情報通信技術)やAI(人工知能)を活用することにより、検針業務や漏水調査等、現場作業の効率化について、調査研究します。</p>
<p>広域化</p>	<p>愛知県水道広域化研究会議に参加し、県内の水道事業の統合・広域化について情報収集に努めます。また、業務の共同委託や管理の一体化等について、調査研究します。</p>
<p>組織(窓口業務の一本化)</p>	<p>業務の効率化、窓口一本化による利用者等の利便性の向上などについて調査研究します。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>経営のさらなる効率化のため、継続的に県水受水費の削減(承認基本給水量の見直し)に取組みます。</p>

(2) 財源についての検討状況等

料金	<p>一般家庭や大口使用者の水道使用状況の変化に対応した適正な料金設定について調査研究します。</p> <p>地下水利用転換等による給水収益減少対策として、固定費負担金制度^{※1}や大口使用者特割制度^{※2}などの先進事例を調査研究します。</p> <p>※1 使用者負担の公平性を確保するため、地下水利用専用水道等を設置している水道使用者に対し、所有する施設に見合った固定費の負担を求める制度。</p> <p>※2 通増料金制の通増度緩和を図る制度。</p>
企業債	<p>企業債の発行にあたっては、企業債残高対給水収益比率等に留意し、世代間負担の公平化を図ります。</p>
繰入金	<p>毎年度更新される地方公営企業繰出基準を注視し、費用負担のあり方など一般会計部門との協議を進めます。</p>
国庫補助金及び県補助金	<p>毎年変更となる採択基準を注視し、補助対象となる場合は有効活用します。</p>
資産の有効活用等による収入増加の取組	<p>マイクロ水力発電設備や施設のネーミングライツについて、調査研究します。</p> <p>大口定期預金以外の効果的な資金運用方法について、調査研究します。</p> <p>遊休用地などの資産を有効活用する方策を調査研究します。</p>
その他の取組	<p>開閉栓手数料の賦課について、調査研究します。</p>

(3) お客様サービス向上等についての検討状況等

広報	<p>市ホームページや市民だよりを活用し、水道事業の経営成績や財政状態の公開をさらに進め、水道事業に対する理解向上に努めます。</p>
広聴	<p>わんさか祭りでのアンケート等の実施により、幅広いニーズの把握に努め、お客様満足度の向上を図ります。</p>
人材育成及び確保	<p>職員が持つべき能力を明確化し、効果的な人材育成を行います。水道事業の運営や施設の運転・維持管理等に関する研修へ積極的に</p>

	<p>参加し、専門的な知識・技術をもつ職員の育成に努めます。</p> <p>昭和53年以降の市街化区域の拡大等に対応するために集中的に整備した管路等が今後法定耐用年数を迎えることから、技術及び資格を保有した職員が長期的に在籍できる人事制度や増員について、人事部局と調整することとします。</p>
その他の取組	<p>基本料金の日割計算、口座振替の電子申込化、キャッシュレス決済等、新たなお客サービス導入について調査研究します。</p> <p>行政手続（申請等）のオンライン化について、調査研究します。</p> <p>SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえ、各種施策を推進します。</p>